

第 3 条 第 2 項 関 係

「大阪市改革プロジェクト担当チーム設置要綱」第 3 条第 2 項の規定に基づき、チームと共同して事務にあたる職員を次に掲げる職にある者とする。

「新・市政改革プラン」

共同するチーム	所管事務	共同する職員の職
公共施設のあり方 チーム	3-2 施設マネジメントの推進 (市営住宅に関する未利用地の 情報提供・活用を含む)	(都市整備局) ファシリティマネジメント担当部長 ファシリティマネジメント課長
	施設マネジメントの推進のうち 次の事項 ・学校施設に関する未利用地等 の情報提供・活用	(教育委員会事務局) 学校環境整備担当部長 施設整備課長
	施設マネジメントの推進のうち 次の事項 ・移転建替えの土地条件の適 正確認等 ・公共施設に関する未利用地 等の情報提供・活用	(契約管財局) 管財部長 連絡調査課長 財産活用担当課長